

D460
220

様式44

令和 6年 7月 29 日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

医療法人の名称 医療法人 菊栄会

理 事 長 名 中村 菊洋

電 話 0599 (21) 0707

決 算 届

令和5年5月1日から令和6年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年 5月 1日 至 令和6年 4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 菊栄会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

(3) 設立認可年月日 平成16年11月 2日

(4) 設立登記年月日 平成16年11月19日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	中村クリニック	2410905182	三重県鳥羽市鳥羽 4丁目13番7号	一般病床 0床

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年 6月30日 令和4年度決算の決定
理事並びに監事の改選の件

令和5年 10月31日 出資持分譲渡

令和6年 4月25日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 菊栄会
所在地 三重県鳥羽市鳥羽 4 丁目 1 3 番 7 号

※医療法人整理番号 0460

財 産 目 録
(令和 6年 4月30日現在)

1. 資 産 額	528,648 千円
2. 負 債 額	20,028 千円
3. 純 資 産 額	508,619 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	434,367
B 固 定 資 産	94,281
C 資 産 合 計 (A + B)	528,648
D 負 債 合 計	20,028
E 純 資 産 (C - D)	508,619

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 菊栄会
所在地 三重県鳥羽市鳥羽 4 丁目 1 3 番 7 号

※医療法人整理番号 0460

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	434,367	I 流 動 負 債	13,309
II 固 定 資 産	94,281	II 固 定 負 債	6,718
1 有 形 固 定 資 産	38,933	負 債 合 計	20,028
2 無 形 固 定 資 産	1,183	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	54,164	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	499,619
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	508,619
資 産 合 計	528,648	負 債 ・ 純 資 産 合 計	528,648

様式 4－2

法人名 医療法人 菊栄会
所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

※医療法人整理番号 D460

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 5月 1日 至 令和 6年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	196,854
2 事業費用	203,197
本来業務事業損失	6,342
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	6,342
II 事業外収益	3,929
III 事業外費用	0
経常損失	2,413
IV 特別利益	2,748
V 特別損失	1,034
税引前当期純損失	699
法人税等	3,162
当期純損失	3,861

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 菊栄会

理事長 中村 菊洋 殿

私は、医療法人 菊栄会 の令和5会計年度（令和5年 5月1日から令和6年 4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 6月20日

医療法人 菊栄会

監事 小里 まりの